

企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討 委員会ヒアリング

保育園を考える親の会 普光院 亜紀

1

2016年6月17日提出
保育園を考える親の会 要望書から

改善要望一覧

助成対象承認時に審査を

補助金承認の段階で、財務面だけでなく、現在運営している施設の体制（監査結果も含む）や、保育内容についての専門家による審査等のフィルタリングが必要です。

特に、重大事故を起こしたにもかかわらず、第三者による検証が行われていない事業者、自治体で問題を把握している事業者などは助成不可とすることを強く求めます。

保育士比率の向上

そもそも小規模保育の基準（保育士を5割以上）が、東京都の認証保育園（6割以上）よりもさらに緩和されている点に大きな問題があります。

さらにこの制度は、質の管理の面が脆弱であることを考慮すると、小規模保育並みの基準に緩和することには大きなリスクがあります。

命を守る指導・監査

1) 保育所保育指針に従うことを、努力義務ではなく義務付けてください。

2) 一般事業主や従業員らが保育事業者の業務の質に疑問を持った場合、誰がどのように介入してくれるのか。責任の所在および、どのような対抗措置ができるのかを明らかにし規定を作成してください。

3) 現行の都道府県による認可外の指導監督制度を強化*するなど（「立ち入り調査」は特に重要）、保育事業者任せにならない仕組みを作ってください。

無過失保険の適用

民間の保険では、保育所側の過失が認められた際にしか保険金がおらず、そのためには裁判で保護者側が保育施設の過失を立証しなければなりません。スポーツ振興センターの無過失保険を適用・加入を義務化してください。

長時間保育への配慮

企業が多様な保育サービスを提供すると、22時までの延長保育など、長時間保育の設定になりがちです。

国として長時間労働の是正を大きく掲げている今、長時間保育がメリットとして推奨されることのないよう、慎重な対応を求めます。

補助金の使途確認を

保育士に支払われるはずの賃金が他の用途に使われないよう、チェック体制を明確にし、厳正な管理を求めます。

施設の透明性を

社員の子どもを守るという名目で、周辺から見えなくされた保育所は、密室での保育となり、親が保育の実態に気づけません。不透明な施設運営がなされることのないよう、指導を検討してください。

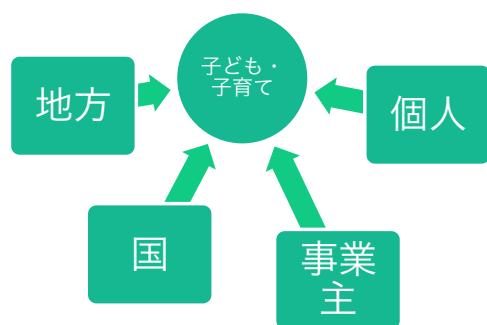
2

保育の質についての前提

- 保育は人格形成期の子どもが1日の大半を過ごす施設。保育の質の影響は、非常に大きい。
- 命が守られることはもちろんのこと、養育者（保護者・保育者）の関わりが子どもその後の育ちに大きな影響を与えていることが数々の研究で実証されてきていることを認識する必要。

3

財源が事業主拠出金だから、企業にお金を還元するのは当然？



No

事業主拠出金は以前から児童手当の財源にもなっており、全国の事業主が拠出しています。

社会全体で子ども・子育てを支えるために集められたお金です。

持続可能な社会づくりのために再分配されるべき国の財源です。

社会全体で子ども・子育てを支える

↑
子ども・子育て支援新制度検討段階で示された構想
経営者団体の反対により拠出金の積み増しは挫折

2016年6月17日提出
保育園を考える親の会 要望書から

今後、次のことが必要と考えます

①基礎自治体の関与・連携を強化する必要。後述

②承認前に事業者の審査を十分にすること。後述

③補助金の使途を開示する必要。後述

④公正な指導監査の継続・強化。

2016年の当会の要望を取り入れていただいたと思いますが、引き続き、公正に丁寧に取り組んでいただきたい。加えて各施設の情報開示も進めていただきたい。

⑤今後に向けて理念を再構築する。待機児童対策は、認可保育所等を中心に行わねばならないことを、国・自治体ともに再確認していただく必要。保育事業者設置型の見直し。後述

5

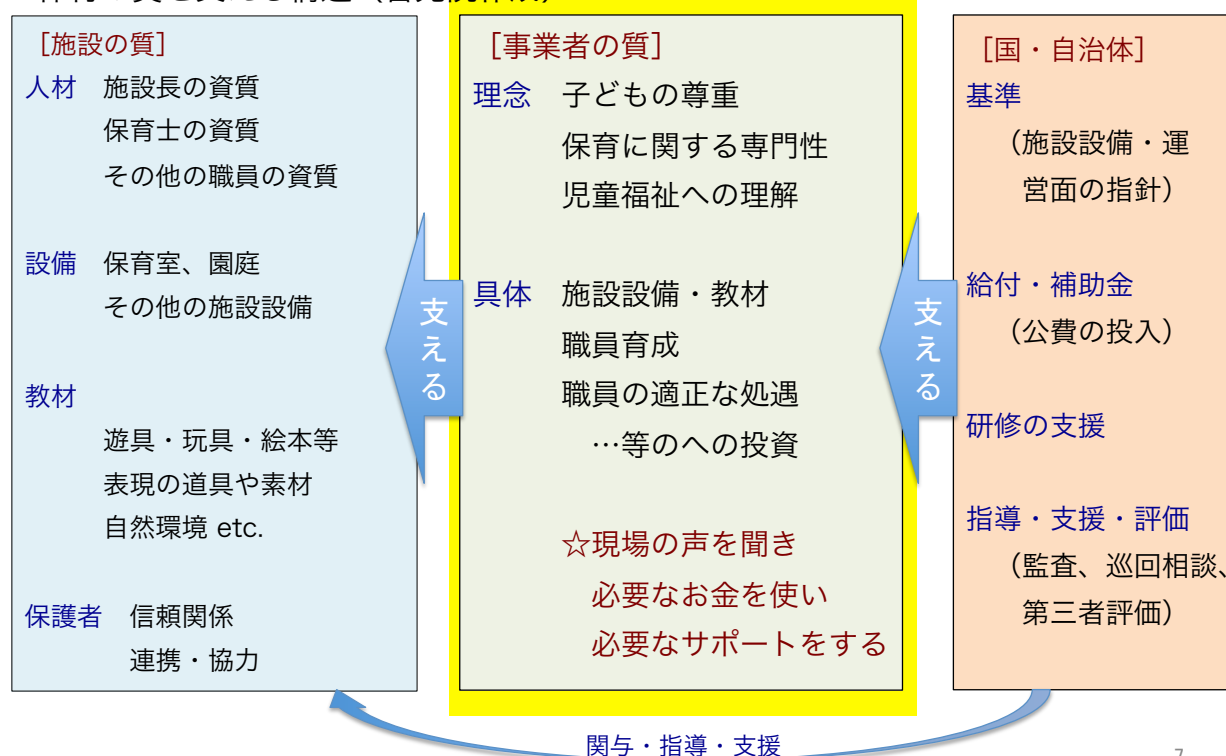
①基礎自治体の関与・連携を強化する

- 基礎自治体は、保育を必要とする子どもに保育を提供する、あるいは提供体制を整える義務がある。認可に入れなかった子どもが企業主導型を利用するケースが多いため、基礎自治体にもその質を担保する責任がある。
- 保護者は保育施設に関する相談・苦情を基礎自治体にするのが通常。子どもの人権に関わる事柄もあるので、基礎自治体はしっかり対応し、児童育成協会と連携してもらいたい。
- 基礎自治体の整備計画との関係、保育の質を確保するために、新設時には基礎自治体の意見を聞くことが妥当。
- 開設後は、都道府県や児童育成協会の監査に加えて、基礎自治体の巡回相談指導や研修などの支援を受けられるようにすることが必要。
- 施設に問題がある場合の指導勧告や承認取消などの手順や権限、さらに関係者の連携について明確にすること。
- 国は、基礎自治体で以上のようなことが可能になるよう、基礎自治体を支援していただきたい（幼児教育無償化と関連する）。

6

②承認前に事業者の審査を十分にすること

保育の質を支える構造（普光院作成）



7

自治体の審査で重視していること (10年以上になる審査経験から)

既存施設・新設計画に関する書類、既存施設の視察、経営者・施設長候補のヒアリングから判断

- 理念（保育所保育指針の理解度、利益拡大のために保育のための経費を削っていないか、役員報酬）★
- 経営の安定性（公認会計士の審査）★
- 事業の実績（多ければ良いというわけではない。急拡大法人は人材面不安を抱かかえがち）
- 指導監査・法人監査の結果★
- 人件費率（企業の場合は施設会計を公開しないため不明であることが多い）★
- 既存施設の職員の状況（雇用形態、勤続年数、経験年数、年収、退職率）★
- 保育に関する計画・記録（全体の計画、指導計画、児童票）★
- 保育士の資質（子どもへの接し方、子ども主体の保育ができていないか、不適切な保育は行われていないか）★
- 保育環境（安全・衛生面、子どもが自由に遊べる環境、施設長に備品購入の裁量があるか）★
- 給食（献立のバランス、アレルギー対応、調理室の状況、それぞれのペースを尊重した食事になっているか、無理強いなどはないか）
- 障害児保育への考えや実績
- 保護者との連携（保護者懇談会・個別面談・連絡ノートの状況、保育が保護者にオープンになっているか）
- 研修の実施状況★
- 職員会議の実施状況（会議録を提出、理念・課題・情報共有の状況）
- 地域の子育て支援の実績
- 新設園の職員配置予定★
- 新設時の資金計画
- 新設園の設計図案（保育の専門性が現れる、必要な場合は事前指導）★
- 施設長候補の人物（ヒアリング）★
- 経営者の保育の専門性（ヒアリング）★

承認、監査の参考にしてください

ほか

8

③補助金の使途を開示する必要

- 認可においても人件費率が異常に低い事業者が見られるのは課題。
- 公費は、子どもの処遇改善のために出されている。子どもの処遇を左右する最も大きな要素は保育者である。保育者の処遇が確保されているかどうかも含め、**施設会計を報告・開示**することを義務化していただきたい（会社全体の会計ではなく、施設ごとの会計を行うことが重要）
- 報告された施設会計について、**認可保育所等の給付費の積み上げ内容に沿っているか**を監査する必要。

9

⑤今後に向けて理念を再構築する

- 子ども・子育て支援新制度は、多様になってしまった保育施設を給付制度の中に一元化することで、量と質を拡充することを目指したはず。今一度、その理念を国と自治体とで確認していただきたい。保護者は、認可保育所の充実を求めている。
- 認可を希望しながら入れず企業主導型保育に行かざるを得なくなった子どもを待機児童数から除外するのであれば、認可と同様の質を保障すべき。
- 公費から認可保育所並みの補助金を出すのであれば、保育の質も同様にすべき（保育士の配置基準もできるだけ早く認可保育所にそろえるべき）。監査結果で多く見られた「保育の計画がない」「児童の健康診断が行われない」などは認可のレベルから乖離している。
- 保育事業者設置型は、事業主は法人契約を結ぶだけで何ら責任を負わず、責任の所在が曖昧になっている。今後の承認は慎重であるべき（既存のものは支援して認可化するなども必要）。

10